

支給要件			必要書類												
	養育要件	所得要件	申請書	本人確認書類	振込口座のコピー	特別児童扶養手当証書のコピー	児童手当受給状況証明	戸籍謄本	住民票	収入申立書	所得申立書	令和4年1月以降の任意の月の収入が分かる書類(給与明細など)	令和4年1月以降の任意の月の年金が分かる書類(額改定通知書など)	配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入が分かる書類(給与明細など)	配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の年金が分かる書類(年金額改定通知書など)
パターン① 非課税の児童手当等受給者 (公務員除く)	(1)(2)	(a)													
パターン① 非課税の特別児童扶養手当受給者 (公務員)	(1)(2)	(a)													
パターン① 非課税の児童手当受給者(公務員)	(1)	(b)	○	○	○	△ ※特児受給している場合	○		△ ※高校生年齢の児童と別居の場合						
パターン② 非課税の高校生のみ世帯	(3)	(a)	○	○	○			○	△ ※児童と別居の場合						
パターン③ 市外非課税の児童手当等受給者	(1)(2)	(b)	○	○	△ ※児童手当の振込口座以外を希望する場合	△ ※特児受給している場合	△ ※申請者が公務員の場合		△ ※高校生年齢の児童と別居の場合						
パターン④ 市外非課税の高校生のみ世帯	(3)	(b)	○	○	○			○	△ ※児童と別居の場合						
パターン⑤ 未申告非課税の児童手当等受給者	(1)(2)	(c)	○	○	△ ※児童手当の振込口座以外を希望する場合	△ ※特児受給している場合	△ ※申請者が公務員の場合		△ ※高校生年齢の児童と別居の場合						
パターン⑥ 未申告非課税の高校生のみ世帯	(3)	(c)	○	○	○			○	△ ※児童と別居の場合						
パターン⑦ 家計急変の児童手当・特例給付のみ受給者	(1)	(d)	○	○	△ ※児童手当の振込口座以外を希望する場合		△ ※申請者が公務員の場合		△ ※高校生年齢の児童や扶養親族と別居の場合	○	△ ※収入申立書で判断できない場合	○	△ ※年金を受給している場合	○	△ ※年金を受給している場合
パターン⑧ 家計急変の特児のみ受給者世帯 又は 高校生のみ世帯	(2)(3)	(d)	○	○	○	△ ※特児受給している場合		△ ※高校生のみ世帯の場合	△ ※高校生年齢の児童や扶養親族と別居の場合	○	△ ※収入申立書で判断できない場合	○	△ ※年金を受給している場合	○	△ ※年金を受給している場合
パターン⑨ 所得上限限度額を超過した世帯	(4)	(d)	○	○	○			○	△ ※児童や扶養親族と別居の場合	○	△ ※収入申立書で判断できない場合	○	△ ※年金を受給している場合	○	△ ※年金を受給している場合

養育要件

所得要件

- (1) 令和4年4月から令和5年3月分までいずれかの月分の児童手当を受給している方
(2) 令和4年4月から令和5年3月分までいずれかの月分の特別児童扶養手当を受給している方
(3) 平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童(高校生等)を養育している方
(4) 所得上限限度額を超過し、児童手当等を受給できない世帯で、平成19年4月2日から令和5年2月28日までに生まれた児童を養育している方
※複数に該当する場合は、(1)→(2)→(3)→(4)の優先順位になります。[例](1)(2)両方に該当する場合は、(1)になります。

- (a) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方(令和4年1月1日時点で堺市居住)
(b) 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方(令和4年1月1日時点で堺市外居住)
(c) 令和4年度分の住民税が未申告の方で、申告すれば、非課税である方
(d) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の水準である方